

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市電気自動車導入促進補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	地球温暖化の防止及び災害に強い島づくりを推進するため、電気自動車の導入に係る経費の一部を補助する。
補助事業者	個人、法人 ※国のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の交付を受けて購入した電気自動車を対象とし、自動車検査証の使用の本拠の位置が市内であり、同場所に太陽光発電設備が導入されている者に限る。
補助対象経費	車両の購入費用
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	国のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の交付額の1/2以内（上限40万円）
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	同上
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	5件
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	再生可能エネルギーの有効活用と災害時の電源確保を図ることを目的とした補助事業のため。
補助制度開始	令和4年4月1日
見直し時期	令和6年9月30日
補助終期	令和7年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページ等での募集案内
事業担当	（担当部署） 企画財政部総合政策課地域エネルギー係
	（電話番号） 0259-63-3802